

厚生年金証書（写）

年金の種類：老齢

※遺族年金は不可です

厚生年金証書（写）

国民年金・厚生年金保険年金証書

年金の種類 老齢 基礎年金番号 5201-00000000 年金コード 00000000

支給者の氏名 田中 太郎

支給開始年月 昭和 40 年 月 日 受給権を取得した年月 平成 29 年 5 月

上記のとおり、国民年金法による年金給付・厚生年金保険法による保険給付を行うことに決定したことを証します。

平成 29 年 5 月 25 日 厚生労働大臣

I 厚生年金保険 年金決定通知書

1. 年金の種類と年金決定の根拠となった厚生年金保険法の条文 老齢 厚生年金 厚生年金保険法 2 第 8 条の2

2. 年金額の内訳

支給開始年月	基本となる年金額 (円)	加給算金額 (円)	繰上げ・繰下げによる減額・加算額 (円)	支給停止額 (円)	年金額 (円)
元号 29 年 6 月				0	0
支給停止理由	支給停止期間	元 月～	年 月まで		

3. 加入期間の内訳

加入期間	月数
① 厚生年金保険の加入期間	216 月
② 厚生年金保険の脱退加算期間	月
③ 初年度脱退後の脱退加算期間	月
④ 沖積脱退期間	月
⑤ 沖積脱退期間	月
⑥ 離婚分割等により加入者とみなされた期間	月
⑦ 田舎者脱退期間	月

4. 加給年金給付対象者等の内訳

加給年金給付対象者	(区別) 子 女
加給年金給付対象者	人

II 国民年金 年金決定通知書

1. 年金の種類と年金決定の根拠となった国民年金法の条文 基礎年金 国民年金法 第 6 条の1

2. 年金額の内訳

支給開始年月	基本となる年金額 (円)	加算額 (円)	繰上げ・繰下げによる減額・加算額 (円)	支給停止額 (円)	年金額 (円)
元号 29 年 6 月					
支給停止理由	支給停止期間	元 月～	年 月まで		

3. 年金の計算の基礎となった保険料納付済期間等の内訳

国民年金の保険料	納付 月 (1/4の3免除)	月 ()	国民年金の保険料	納付 月 (1/4の3免除)	月 ()
納付済期間	月 ()	月 ()	国民年金の保険料	月 ()	月 ()
免除期間	月 ()	月 ()	国民年金の保険料	月 ()	月 ()
免除期間	月 ()	月 ()	国民年金の保険料	月 ()	月 ()

※ 国民年金の保険料納付済期間等の第1号期間における免除期間の11内の月数は平成21年4月以降の月数です。

※ 診断書の種類は、裏面をご覧ください。

III 障害基礎年金の障害状況

障害の等級	級 号
診断書の種類	
次後診断書提出年月	年 月

53

平成 29 年 5 月 25 日

厚生労働大臣

△ こちらは代用可能書類ではありません



※すべて本人の名前の記載があるものに限る

※ねんきん定期便は2種類あるため、ご注意ください

[illegible][illegible]

令和7年度「ねんきん定期便」50歳以上の方（第2版）

「ねんきん定期便」記載内容についてのお知らせ

○厚生年金保険料は、保険料額と標準賃金が平均して負担することとされています。
「ねんきん定期便」にはご本人の負担割合として標準賃金割合が記載されていますが、実際の負担割合は、お手持の給与明細書等に、記載されている「給与天引き負担率」を参考にしてください。
○このほか、事業主も負担を負担しています。

○長寿に際する生活費の確保は、日本年金機構のホームページでご案内しています。

【ねんきん定期便 発行】[詳細](#)

※発行先：〒100-8305 東京都千代田区千代田1-1-1 日本年金機構（独立行政法人）

【データ作成日】

国民年金および一般厚生年金期間	公務員厚生年金期間	私学員厚生年金期間
-----------------	-----------	-----------

この定期便は、上記データ作成日直前の前月までの記録をもとに作成しています。
※発行記録のデータに反映されるまで1週間以上かかることがあります。

「ねんきんネット」をご利用しませんか？

○「ねんきんネット」は、スマートフォンからご自身の年金記録や電子請求「ねんきん定期便」の取得、各種お問い合わせや請求書などのサービス提供、持ち主の年金記録の閲覧、お問い合わせの受付を可能にするサービスです。

○マイナンバーカードをお持ちの方は、**マイナンバーカードの裏面に写真機能**ができません。また、お持ちでない方も、年金記録画面の右上の「マイナンバー」を適用して日本年金機構のホームページから利用が可能です。

○「ねんきん定期便」は「ねんきんネット」からサービス化の開始ができます。届出の必要なく、ID・パスワードを照合します。

※スマートフォンをお持ちの方は
[https://www.jpba-netting.com/guide/qa/qa05_0506_0508_0509_0510_0511_0512_0513_0514_0515_0516_0517_0518_0519_0520_0521_0522_0523_0524_0525_0526_0527_0528_0529_0530_0531_0532_0533_0534_0535_0536_0537_0538_0539_0540_0541_0542_0543_0544_0545_0546_0547_0548_0549_0550_0551_0552_0553_0554_0555_0556_0557_0558_0559_0560_0561_0562_0563_0564_0565_0566_0567_0568_0569_0570_0571_0572_0573_0574_0575_0576_0577_0578_0579_0580_0581_0582_0583_0584_0585_0586_0587_0588_0589_0590_0591_0592_0593_0594_0595_0596_0597_0598_0599_0600_0601_0602_0603_0604_0605_0606_0607_0608_0609_0610_0611_0612_0613_0614_0615_0616_0617_0618_0619_0620_0621_0622_0623_0624_0625_0626_0627_0628_0629_0630_0631_0632_0633_0634_0635_0636_0637_0638_0639_0640_0641_0642_0643_0644_0645_0646_0647_0648_0649_0650_0651_0652_0653_0654_0655_0656_0657_0658_0659_0660_0661_0662_0663_0664_0665_0666_0667_0668_0669_0670_0671_0672_0673_0674_0675_0676_0677_0678_0679_0680_0681_0682_0683_0684_0685_0686_0687_0688_0689_0690_0691_0692_0693_0694_0695_0696_0697_0698_0699_0700_0701_0702_0703_0704_0705_0706_0707_0708_0709_0710_0711_0712_071](https://www.jpba-netting.com/guide/qa/qa05_0506_0508_0509_0510_0511_0512_0513_0514_0515_0516_0517_0518_0519_0520_0521_0522_0523_0524_0525_0526_0527_0528_0529_0530_0531_0532_0533_0534_0535_0536_0537_0538_0539_0540_0541_0542_0543_0544_0545_0546_0547_0548_0549_0550_0551_0552_0553_0554_0555_0556_0557_0558_0559_0560_0561_0562_0563_0564_0565_0566_0567_0568_0569_0570_0571_0572_0573_0574_0575_0576_0577_0578_0579_0580_0581_0582_0583_0584_0585_0586_0587_0588_0589_0590_0591_0592_0593_0594_0595_0596_0597_0598_0599_0600_0601_0602_0603_0604_0605_0606_0607_0608_0609_0610_0611_0612_0613_0614_0615_0616_0617_0618_0619_0620_0621_0622_0623_0624_0625_0626_0627_0628_0629_0630_0631_0632_0633_0634_0635_0636_0637_0638_0639_0640_0641_0642_0643_0644_0645_0646_0647_0648_0649_0650_0651_0652_0653_0654_0655_0656_0657_0658_0659_0660_0661_0662_0663_0664_0665_0666_0667_0668_0669_0670_0671_0672_0673_0674_0675_0676_0677_0678_0679_0680_0681_0682_0683_0684_0685_0686_0687_0688_0689_0690_0691_0692_0693_0694_0695_0696_0697_0698_0699_0700_0701_0702_0703_0704_0705_0706_0707_0708_0709_0710_0711_0712_0713_0714_0715_0716_0717_0718_0719_0720_0721_0722_0723_0724_0725_0726_0727_0728_0729_0730_0731_0732_0733_0734_0735_0736_0737_0738_0739_0740_0741_0742_0743_0744_0745_0746_0747_0748_0749_0750_0751_0752_0753_0754_0755_0756_0757_0758_0759_0760_0761_0762_0763_0764_0765_0766_0767_0768_0769_0770_0771_0772_0773_0774_0775_0776_0777_0778_0779_0780_0781_0782_0783_0784_0785_0786_0787_0788_0789_0790_0791_0792_0793_0794_0795_0796_0797_0798_0799_0800_0801_0802_0803_0804_0805_0806_0807_0808_0809_0810_0811_0812_0813_0814_0815_0816_0817_0818_0819_0820_0821_0822_0823_0824_0825_0826_0827_0828_0829_0830_0831_0832_0833_0834_0835_0836_0837_0838_0839_0840_0841_0842_0843_0844_0845_0846_0847_0848_0849_0850_0851_0852_0853_0854_0855_0856_0857_0858_0859_0860_0861_0862_0863_0864_0865_0866_0867_0868_0869_0870_0871_0872_0873_0874_0875_0876_0877_0878_0879_0880_0881_0882_0883_0884_0885_0886_0887_0888_0889_0890_0891_0892_0893_0894_0895_0896_0897_0898_0899_0900_0901_0902_0903_0904_0905_0906_0907_0908_0909_0910_0911_0912_0913_0914_0915_0916_0917_0918_0919_0920_0921_0922_0923_0924_0925_0926_0927_0928_0929_0930_0931_0932_0933_0934_0935_0936_0937_0938_0939_0940_0941_0942_0943_0944_0945_0946_0947_0948_0949_0950_0951_0952_0953_0954_0955_0956_0957_0958_0959_0960_0961_0962_0963_0964_0965_0966_0967_0968_0969_0970_0971_0972_0973_0974_0975_0976_0977_0978_0979_0980_0981_0982_0983_0984_0985_0986_0987_0988_0989_0990_0991_0992_0993_0994_0995_0996_0997_0998_0999_1000)

[illegible]

※すべて本人の名前の記載があるものに限る

年金請求書 (写)

受付印があるもの

[illegible]

年金事務所発行の試算表（写）

年金見込み額、受給権発生年月日の記載があるページ

2022/ 2/

令 04.02
2 / 9

試算結果（新法、老齢、厚年1）

氏名 XXXXXXXXXX 基礎年金番号 XXXXXXXXXX 生年月日 昭30. XXXXXX

受給権発生年月日 令和 2年 XXXXXX 65 歳 老基礎上下
令和 4年 9月 現在の年金見込み額 781,440 円 老厚線上下

年金見込み額内訳	改後 H 0 6	配偶者	無	子の数	0 人
基本年金額	1,752,231 円	厚年期間	500 月	1 号 納付	0 月
報酬比例	1,686,616 円	厚年加給	0.0 月	3 号 納付	0 月
差額加算	65,615 円	給保職加	0.0 月	全免	0 月
繰上調整	0 円	沖繩農林	0 月	3/4	0 月
繰上下げ額	+0 円	旧令期間	0 月	半免	0 月
配偶者加給	0 円	沖繩免除	0 月	1/4	0 月
加給年金額	0 円	共済期間	0 月	学特猶予	0 月
停止額	1,686,616 円	特定期間	0 月	合算対象	0 月
内訳合計額	65,615 円	先充用	老厚額: 1,752,231 円	繰下額:	0 円

基金代行額 0 円（参考）

	123489種	前 389種	後 389種	567種	前 7種	後 7種	（前9種再）	総前567種	0 月
総報酬前	288 月	0 月	0 月	0 月	0 月	0 月	0 月	総後567種	0 月
総報酬後	212 月	0 月	0 月	0 月	0 月	0 月	0 月	前 7種	0 月
								後 7種	0 月

実際の年金額はこの試算結果と異なる事があります

代用可能書類

※すべて本人の名前の記載があるものに限る

年金改定通知書（写）・ 年金振込通知書（写）

料金後納
郵便

親展

○
○
○
○
○

大切なお知らせ

※内容をご確認いただき、確認後は大切に保管してください。

差出人 **日本年金機構**
Japan Pension Service

〒160-8505 東京都杉並区高井戸西三丁目5番24号

ご案内は内側にあります。

- ・矢印の方向へはぐりはがしてご覧ください。
- ・水に濡れている場合は、よく乾かしてから開いてください。

国民年金・厚生年金保険 年金額改定通知書

年金の種類 年金

基礎年金番号

年金コード

受給権者氏名

国民年金 (基礎年金)	基本額		円
	支給停止額 年金額		円
厚生年金 保険	基本額		円
	支給停止額 年金額		円
合計年金額(年額)			円

令和3年6月1日

印影

厚生労働大臣

この通知書は、年金額を証するものです。大切に保管してください。

年金振込通知書

以下の金額を、ご指定の預貯金口座に振り込みます。
振り込みは令和 年 月 から令和 年 月 までの各振込月に行われます。
〔「振込予定日」は振込額をご覧ください。〕

年金の制度・種類 年金

基礎年金番号

年金コード

受給権者氏名 _____
振込先 _____

各支払月の支払額、年金から特別徴収（控除）される額および控除後振込額

	令和 年 月 からの 年金支払額	令和 年 月の 年金支払額	令和 年 月の 年金支払額	令和 年 月の 年金支払額
年金支払額		円	円	円
介護保険料等		円	円	円
		円	円	円
所得割額および 健康保険料等の額		円	円	円
個人住民税等		円	円	円
控除後振込額		円	円	円

※ 8月以降の介護保険料等の決定額は、6月と同じ額を仮に記載しています。
決定額は、市区町村から送付される通知書でご確認ください。

令和3年6月1日

印影

厚生労働省
官署支出官 厚生労働省年金局事業企画課長